

裾野市ウェブ広告技術基準

(趣旨)

第1条 この基準は、裾野市のウェブページへの広告掲載に関し、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及びリンク先の基準)

第2条 市のウェブページに掲載する広告はバナー広告とし、広告のデザイン及びリンク先のウェブページの内容についても裾野市広告取扱要綱その他に定める基準を適用する。

- 2 ウェブページを集合し広告主以外の情報提供することを主たる目的とするウェブサービスであって、要綱その他に定める基準に反する内容を取り扱うものに関する広告は掲載しない。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格は原則として次のとおりとし、掲載するページ及び位置は市が指定する。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
- (2) 形式 GIF (透過 GIF 不可)、JPEG、PNG
- (3) データ容量 15 キロバイト以下

(禁止表現)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告、利用者の意思に反した動作をしたり、利用者に誤解を与えたりする恐れがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」など、操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現 (注)
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現 (注)
- (6) GIF アニメーションや点滅などの動きのあるものなど(注)

(市のウェブサイトとの区別)

第5条 次の表現については、利用者が市のウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止する。

- (1) 市のウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 市の実施する事業者に類似する表現

(色調)

第6条 文字色と背景色の明度差（コントラスト）は十分に取り、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第7条 文字やイラストなどの解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。文字の大きさは12ピクセル以上とすること。

(ウェブアクセシビリティへの配慮)

第8条 日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」に基づき、高齢者・障がい者などを含め、誰でも閲覧できるようウェブアクセシビリティに配慮しなければならない。

附 則

この基準は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。ただし、改正前の裾野市ウェブ広告技術基準の規定に基づき作成された広告は、施行日から4か月間は改正後の同基準第3条第1号、第7条及び第8条を適用しない。

(注)

- アラートマーク
ユーザの操作に対し、注意を促したり、警告を与えたりするために表示されるメッセージ。三角の中に「！」が入っているようなマークで、パソコンのシステムが表示する警告の表示と紛らわしい。
- プルダウンメニュー(ドロップダウンメニュー)
ウインドウズ、マック OS などの操作画面で、メニューから項目を選択する方式の一つ。メニューのタイトル部分にマウスカーソルをあわせて、ボタンをクリックすると、そこから選択項目の一覧が引き出されたように垂れ下がってくる表示の方法。
- GIF アニメーション
複数枚の画像をコマ送りに表示させる仕組み（画面が動くように表示される）。